

第4章

基本計画の施策の展開

1 人権を尊ぶまちづくり

(1) 人権意識の高揚

ア 施策の方針

障害や障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人の人権を尊重し、地域で互いに認め合い、安心して生活できるように地域における人間関係を築いていくための啓発活動を推進します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
★相互理解のための啓発事業	障害や障害のある人への理解を深めるため、様々な機会を通じて、相互理解のための啓発活動を推進します。 また、アンケートでは学校や職場で差別を受けた経験のある人が多いため、学校・園や商工会議所等関係機関と連携し啓発活動を推進します。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
人権に関する教育・啓発活動	障害のある人の人権に関する知識と認識を深めるための啓発活動を行います。 人権教育啓発資料『ゆきちゃんからのメッセージ』、広報にしわき(心のスケッチ)や「人権文化をすすめる市民運動」月間講演会、町・自治会別研修会等において、継続して教育・啓発活動を推進します。	人権教育室

(2) 差別解消と合理的配慮の促進

ア 施策の方針

「西脇市障害者差別解消の推進に関する取組方針」に基づき、企業や学校・園、市民に障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、広く周知し、社会全体で障害のある人への差別解消と合理的配慮の提供の取組が実施されるように努めます。

特に、福祉や教育、保健、医療分野等障害のある人と関わりの多い事業所等において、障害の特性を理解できるような研修や参加者の経験に応じた研修の実施や研修会等への参加を促します。

また、市職員には、「西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、定期的な職員研修を行うことにより、資質の向上に努めます。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
<<新規>> ★障害者差別解消に向けた啓発活動	「西脇市障害者差別解消の推進に関する取組方針」に基づき、障害に対する知識や理解を深めるために、市民向け講演会等を実施します。企業や学校向けに関係機関と連携し、研修会の実施や参加を促します。	社会福祉課
<<新規>> 「西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」の推進	「西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、定期的な職員研修を実施し、職員の資質の向上に努めます。また、障害のある人への対応に問題があった場合は、職員対応要領相談フローチャートにより適切に対応します。	総務課

事業名	実施内容	所管
障害者差別相談事業	社会福祉課窓口や障害者相談支援事業所で、障害者差別に関する相談を実施し、必要な支援を継続して実施します。	社会福祉課
選挙時の点字投票・代理投票・不在者投票制度	障害のある人の選挙権行使を保障するため、各種の制度を継続して実施します。	選挙管理委員会

(3) 障害のある人への虐待防止

ア 施策の方針

障害のある人への虐待を防止するため、市民や事業所等を対象とする啓発を推進します。また、虐待事例が発生した場合は、市と障害者相談支援事業所が連携し、適切に対応します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
<<新規>> ★虐待防止に関する啓発活動	障害者差別解消法の周知と併せて、虐待防止に関する啓発活動を推進します。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
虐待相談事業	虐待に対する援助を行う相談支援体制の充実を図るとともに、虐待事例発生時には、虐待対応フローチャートに基づき、相談支援事業所「ぱれっと」と連携し、適切に対応します。	社会福祉課 長寿福祉課 こども福祉課

(4) 障害のある人の権利の保障と権利擁護の推進

ア 施策の方針

障害のある人が生活に係る情報を得ることは、基本的な人権を保障するために大切なことです。障害のある人に必要な情報が提供されるように、市は率先して取り組み、あわせて関係機関に周知します。

また、障害のある人が、様々な情報を入手し、日常生活に必要なサービス等の支援を選択できるように、障害者相談支援事業所と連携します。

また、判断能力が不十分な障害のある人に対し、成年後見制度に関する情報提供や申立てへの支援等を行い、制度を円滑に利用できるようを支援します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ 地域連携推進ネットワークの整備	認知症等高齢者や障害のある人の権利擁護支援に関する地域連携推進ネットワークの整備について検討します。	社会福祉課 長寿福祉課

事業名	実施内容	所管
手話による情報提供	ホームページに手話の動画等を掲載するなど、手話による情報の提供ができる体制整備に努めます。	社会福祉課
わかりやすい行政情報の提供	ホームページを見やすくするための背景色の変更や文字の拡大、手話の表示、必要に応じたルビの表記などについて関係課に働きかけます。	社会福祉課
サービス等の情報提供	障害福祉サービスのパンフレットや近隣の事業所などの情報の提供に努めます。	社会福祉課
成年後見制度法人後見支援事業	今後、高齢化に伴う成年後見制度利用の増加が想定されるため、制度の知識等を習得するための研修等を実施し、市民後見人等の養成に努めます。	社会福祉課 長寿福祉課
成年後見制度利用支援事業 (地域生活支援事業)	高齢者・障害のある人が福祉サービスの利用等における契約締結などの法律行為が困難な場合、成年後見制度を円滑に利用できるよう、審判申立請求の支援、申立て費用の支援及び後見人等の報酬等に対する支援を行います。	社会福祉課 長寿福祉課

2 成長と学びを支えるつながりづくり

(1) 早期発見・療育のための健診と相談支援の充実

ア 施策の方針

出生時や乳幼児期において、障害を早期に発見し、早期の療育につなげていくよう、健診や相談事業の充実を図ります。

また、学齢期には、障害のある子どもが、将来、本市において自立して暮らしていけるイメージが持てるよう、世代間交流や情報の提供に努めます。

あわせて、保護者の様々な不安や相談に適切に対応できるよう、相談事業を充実します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ ★児童発達支援センター設置に向けた検討	発達障害児等へのライフステージに合わせた一貫した支援ができるように、相談支援の拠点となる発達支援センターの設置及び成人後の支援を含めた拠点づくりについても検討を進めます。	こども福祉課 社会福祉課
≪新規≫ ★情報提供の充実	障害のある子どもやその保護者が、将来の生活のイメージが描けるよう、世代間交流、制度の説明等の情報提供を充実します。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
3か月児健診	身体発育、神経学的発達の確認及び小児科の健康診査（股関節の検診含む。）を行い、疾病の早期発見や早期治療につなげます。あわせて、保健相談や栄養相談を行い、保護者が子どもの発達に応じた関わりができるように支援します。	健康課
乳児相談	発達の節目となる10か月児を対象とし、発育発達の確認を行い、必要な支援ができるように努めます。また、保護者の育児不安の軽減や心配事の解決を図るとともに、保護者同士の交流の機会として実施します。また、保健相談や栄養相談、歯科相談等を実施し、必要に応じて関係機関を紹介します。	健康課
1歳6か月児健診・3歳児健診	身体発育、運動発達、精神発達の確認、小児科・歯科の健康診査を行い、疾病の早期発見と早期治療につなげます。あわせて、保健相談や栄養相談、保育相談、心理相談を実施します。 また、しつけや発達が気になる保護者等に向けて、保健相談や心理相談による育児支援を行い、遊びの教室や発達相談につなげます。育児不安の解消に取り組み、育児支援の強化を推進します。	健康課

事業名	実施内容	所管
遊びの教室	育児や発達に不安をもつ人を対象に、小集団での関わりを経験し、不安を解消する場として実施しています。保護者の持っている不安や家庭環境にも目を向けながら、具体的に障害のある子どもへの関わり方を学べるように、毎月実施します。	健康課
乳幼児発達相談	乳幼児健診や乳児相談、家庭訪問等で支援が必要と判断された発達上の問題を有する又は障害を招来するおそれのある乳幼児に対し、こころとからだの総合的な発達相談（乳児発達相談、心理相談、医師相談、言語相談）を実施します。また、相談により療育が必要となる場合は、「療育教室」への参加及び医療機関の受診等へつなげます。	健康課
就学に向けた4～5歳児子育て相談事業	4～5歳児（4歳児クラス）の保護者に対し子育てアンケートを実施し、子育てや子どもの発達について振り返る機会とします。あわせて、アンケート結果等から発達相談等につなぐことで、就学に向けて持てる力を伸ばせるよう支援するとともに、保護者の子育てや就学に向けての不安についての相談に応じます。	健康課
訪問指導	対象児（未熟児・障害児・慢性疾患児）の状況及び家庭環境を考慮した育児等の相談を行うとともに、活用できる必要なサービスを紹介し、保健・医療・福祉の連携を図ります。 親の養育力の個人差に配慮しながら、関係機関との連携を密にしながら支援します。	健康課
認定こども園等巡回相談	臨床心理士等が認定こども園等を訪問し、発達に課題を抱える子どもの早期発見や関わり方についての相談や助言を行います。	幼保連携課
家庭児童相談事業	複雑・多様化する児童問題の相談に対応するため、各関係機関と連携を密にしながら、適正な児童教育、家庭児童福祉の向上を図ります。 保護者の育児不安を軽減し、子どもの障害や問題を受容できるよう、支援を継続していきます。	こども福祉課
教育相談事業	教育相談、巡回相談等を実施し、就学前の心身障害児等の就学指導並びに保護者との意思疎通を図ります。	学校教育課
教育支援	家庭相談員を中心として小学校等関係機関と連携し、就学前の障害のある子どもを持つ保護者への適正な就学指導を行います。	学校教育課
《新規》 医療的ケアのコーディネーターの配置	呼吸器等を使用している医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	社会福祉課

(2) 療育・保育・教育の充実

ア 施策の方針

障害のある子どもの発達を促し、個性と能力を発揮できるよう、療育、保育及び学校教育を充実します。

また、保護者と関係機関が障害のある子どもの情報を共有し、乳幼児時から成人期までのライフステージで切れ目なく一貫した支援を受けることを目的に作成したサポートファイルの有効活用を図ります。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ ★サポート ファイルの 活用	支援や配慮の必要な子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージで切れ目なく一貫した支援を受けることができるよう、サポートファイルの活用を推進します。	社会福祉課 こども福祉課 幼保連携課 学校教育課 健康課
★特別支援教育 研修 (幼保交流研修)	市内の私立認定こども園の保育教諭と市立幼稚園の幼稚園教諭等を対象に、学識経験者や医師、臨床心理士等による研修会を実施します。 また、就学前児童に対する特別支援教育・保育の充実に向けて、サポートファイルに関するグループワークを行う等の取組を実施します。	幼保連携課
≪新規≫ 医療的ケアが 必要な子ども への支援	呼吸器等を使用している医療的ケアの必要な障害のある子どもが、必要な量のサービス等を利用ができる体制の整備に努めます。 また、医療型児童発達支援及び重度障害児を対象とした放課後等デイサービスの事業所の確保について検討します。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
療育教室	支援や配慮が必要な児童に対して、遊びを通して、一人ひとりの状態に応じた関わり方や育児方法を臨床心理士等がアドバイスすることで、保護者の心理面の支援を行い、子どもの健全な成長発達を促すため、充実した取組を実施します。	こども福祉課
障害児保育事業	保育が必要で心身に障害を有する児童及び発達の遅滞がある児童を受け入れ、健常児とともに集団保育を行います。また、障害のある子どもを受入する市内の私立認定こども園に対し、加配保育士に要する経費等の補助を行うなど、受入体制を整備します。	幼保連携課
健康診断事業	学校における児童生徒の健康の保持増進を図るため、毎年、内科、眼科、耳鼻科、歯科の健康診断を実施します。また、就学時における児童についても、内科及び歯科の健康診断を実施します。	学校教育課

事業名	実施内容	所管
教育支援委員会	心身に障害を有する幼児、児童及び生徒の適正な教育の支援を行います。	学校教育課
特別支援教育の推進	各学校園に「校内委員会」の設置及び「特別支援教育コーディネーター」を配置し、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた支援・指導を「個別の指導計画」に基づき推進します。 「特別支援教育コーディネーター」を委員とする部会を設置し、特別支援教育の推進に係る諸課題への対応を図ります。	学校教育課
心身障害児教育推進事業	心身に障害を有する児童・生徒が在籍する幼・小・中学校に介助員を配置することで、児童・生徒並びに保護者が安心して、その能力と個性を十分に発揮できる学習の場を保障します。 また、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、県と連携し、効果的な介助員の配置に努めます。	学校教育課 幼保連携課
障害児放課後児童クラブ事業	保育が必要で心身に障害を有する児童及び発達の遅滞がある児童を放課後児童クラブで受け入れ、健常児と共に集団保育を行います。 障害のある子どもの放課後児童クラブの利用実態を把握し、指導員の加配により障害児の受入体制を整備します。	学校教育課
障害児学童保育事業	保護者の就労等によって、放課後等に家庭で保護が受けられない特別支援学校に通学する児童の集団保育を行います。	社会福祉課
障害児通所給付事業	児童発達支援等において日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、専門的な支援を行います。	社会福祉課
障害児ふれあい交流事業	長期休暇時に、市内に住む小中学校の障害のある子どもや保護者と地域の人たちの交流活動を開催し、人とのつながりを支援します。 あわせて、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、事業内容の充実を図ります。	社会福祉課
教職員に対する研修	教職員に対して、県教育委員会及び障害児教育センター実施の講座、教育研究室が主催する特別支援教育に係る研修への参加を勧奨することで、教職員の資質の向上を図ります。	学校教育課

(3) 医療・生活安定に向けた支援

ア 施策の方針

障害のある子どもの生活の安定を支援するために、医療費等により経済的な支援の充実を図ります。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
<p>《新規》 他公費医療自己負担額助成</p>	<p>乳幼児等又はこども医療費助成制度の受給者に対して、国の公費医療制度による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。</p>	<p>保険医療課</p>

事業名	実施内容	所管
<p>未熟児養育医療費</p>	<p>病院に入院し養育医療を受ける必要のある未熟児に対して、指定医療機関での入院医療費（医療保険適用範囲内）及び入院時食事療養費の自己負担相当額を給付します。</p>	<p>保険医療課</p>
<p>乳幼児等医療費</p>	<p>小学3年生までの乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。 ※所得制限あり</p>	<p>保険医療課</p>
<p>こども医療費</p>	<p>小学4年生から中学3年生までの子どもの疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。※所得制限あり</p>	<p>保険医療課</p>
<p>母子家庭等医療費</p>	<p>18歳に達した年度の末日までの児童若しくは20歳未満の高等学校在籍中の児童を監護する母又は父等及びその児童、遺児の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合、その自己負担相当額から一部負担額を控除した額を助成します。※所得制限あり</p>	<p>保険医療課</p>
<p>自立支援医療（育成医療）</p>	<p>障害の軽減又は機能回復を図るため、指定の医療機関で必要な医療を受けた身体障害児に対し、育成医療費を支給します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障害児福祉手当</p>	<p>著しく重度の心身障害のため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の障害のある人（20歳以下）に対して、障害児福祉手当を支給します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>特別児童扶養手当</p>	<p>在宅心身障害児の福祉の向上を図るため、精神又は身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童に対して特別児童扶養手当を支給します。</p>	<p>こども福祉課</p>
<p>保育料の軽減</p>	<p>徴収額表低階層世帯で在宅障害児（者）のいる世帯について保育料を軽減します。</p>	<p>幼保連携課</p>

3 住み慣れた地域での安全・安心な暮らしづくり

(1) 相談支援体制の充実

ア 施策の方針

地域移行・地域定着、就労支援及び権利擁護など総合的な相談の拠点としての機能を持ち、相談支援専門員の質の向上と相談支援に係る連携体制の強化を図るための「基幹型相談支援センター」の設置を検討するなど、相談支援体制の充実を図ります。

また、様々な障害者支援機関が、西脇市障害者地域支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりのライフステージにおける課題等を共有することで、総合的な支援につなげます。

さらに、相談機能の一層の向上に向け、保健・医療、教育、福祉等の関係機関、サービス提供事業者やNPO、民生委員・児童委員等と連携を図るなど、相談支援のネットワークの構築に努めます。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ ★基幹型相談支援センターの設置	相談支援事業の充実を図るために、障害のある人等の地域生活を総合的に支援する基幹型相談支援センターの設置について検討します。	社会福祉課
≪新規≫ ★相談支援ネットワークの構築	保健・医療、教育、福祉等の関係機関、サービス提供事業者やNPO、民生委員・児童委員等と連携を図るなど、相談支援のネットワークの構築に努めます。	社会福祉課
★相談支援事業 (地域生活支援事業)	障害のある人やその保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
相談事業 (身体・知的・精神障害者相談員)	各相談員を設置することにより、障害のある人や保護者等からの更生援護の相談に応じ、必要な指導を行います。	社会福祉課
西脇市障害者地域支援協議会	市内の保健・医療・福祉及び教育等の関係機関等で構成される西脇市障害者地域支援協議会は、障害のある人に関する総合的な施策の推進等について調査審議します。	社会福祉課
北播磨障がい福祉ネットワーク会議	北播磨地域(5市1町)の関係機関によるネットワークを活用し、北播磨全域の障害福祉施策を推進します。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
地域移行・定着支援（障害福祉サービス）	<p>退院可能な精神に障害のある人が、地域での生活へ移行し、定着できるように、病院関係者と連携し、日常生活への移行に向けた支援を行います。</p> <p>また、精神障害者退院支援施設や地域移行型ホーム等の住環境の整備を検討します。</p> <p>あわせて、地域での障害のある人への理解を促進し、良好な人間関係が保てるように支援します。</p>	社会福祉課

(2) 暮らしの場の確保

ア 施策の方針

在宅の障害のある人や施設等から地域への移行する障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、グループホームをはじめとする住まいの確保を図るとともに、相談機能や緊急時受入、生活体験の場を備えた地域生活の拠点となる施設の整備について検討します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ ★地域生活拠点の整備	<p>地域で安心して生活するために、相談機能、緊急時の受入、1人暮らしの体験の場所等になる拠点を整備していきます。</p> <p>また、高齢者やこどもの居場所など地域での交流拠点としての機能や共生型サービスを含めて検討します。</p>	社会福祉課 長寿福祉課 幼保連携課 こども福祉課
≪新規≫ ★グループホーム事業所の整備	<p>近隣市町や市内の障害福祉サービス事業所（介護保険事業所を含む）にグループホームの整備について働きかけます。</p>	社会福祉課
≪新規≫ 自立生活援助 （障害福祉サービス）	<p>障害者支援施設やグループホーム等の利用者が、1人暮らしに移行する場合、定期的に居宅を訪問などの相談支援を行います。</p>	社会福祉課
≪新規≫ 福祉ホーム運営 補助事業	<p>障害者総合支援法に基づく福祉ホームの運営事業者に対して、その運営を支援します。</p>	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
住居系サービス（障害福祉サービス）	<p>共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援等のサービスを支給します。</p>	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
高齢者等住宅 改造助成事業	居住環境の改善を目的として、介助を必要とする65歳以上の高齢者や重度の身体に障害のある人を対象に、住宅改造に要する費用を助成します。また、住まいの改良相談員を設置し、相談・助言を行います。	長寿福祉課 社会福祉課
住宅入居等支援事業 (居住サポート) (地域生活支援事業)	賃貸契約による公営住宅及び民間の賃貸住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等について支援します。 また、賃貸等の契約による一般住宅への入居を希望している精神に障害のある人に対して、入居に必要な調整等のサポート体制を検討します。	社会福祉課

(3) 生活支援の充実

ア 施策の方針

障害のある人（障害のある子どもを含む）が、住み慣れた地域において、必要な支援を受けながら安心して在宅生活を送ることができるよう、日常生活を支援する様々なサービスを提供します。また、市内の障害福祉サービス等事業者の第三者評価の実施を推進し、サービスの質の向上に努めます。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
《新規》 あんしんはーと ねっと事業（SOS 事前登録）	高齢者の異変や行方不明等に対応するため、事業協力者とのネットワークを活用し、高齢者の見守り、捜索への協力をを行います。 また、行方不明の可能性のある高齢者等の家族が、捜索に必要となる本人の情報を事前に市へ登録します。	長寿福祉課
《新規》 高齢者見守りサ ポート事業	事業希望者に対して、月1回見守りを兼ねた宅配事業者による配達を実施しています。配達時の状況から、必要に応じ支援につなげます。	長寿福祉課
《新規》 共生型サービスの 推進	障害のある人が高齢となった時に、障害福祉サービス事業所で継続して支援ができるように共生型サービスの実施を推進します。	社会福祉課 長寿福祉課

事業名	実施内容	所管
訪問系・日中活動系 サービス (障害福祉サービス)	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）等のサービスを支給します。	社会福祉課
補装具費の支給 (自立支援給付)	義肢・装具・車いす・補聴器等の補装具の購入費及び修理費を支給します。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
日常生活の支援 (地域生活支援事業)	日常生活用具給付等事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業を行います。	社会福祉課
知的障害者自立生活 訓練施設補助事業	在宅の知的障害のある人を対象として、一定期間保護者から独立させ、宿泊による生活訓練事業を実施する知的障害者自立生活訓練ホームに対し、運営補助を行います。	社会福祉課
安心コールセンター サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を貸与します。	長寿福祉課
生活管理指導短期宿 泊事業	心身状態の低下により、在宅生活が一時的に困難になったひとり暮らし高齢者等に対して、短期の宿泊により日常生活に適應するための指導・支援を行います。	長寿福祉課
家族介護用品支給事 業	家族介護者の経済的負担の軽減を図るため、要介護4以上相当の在宅の要介護者を対象に、紙おむつや介護用手袋等を支給します。	長寿福祉課
福祉電話設置事業	緊急連絡の手段を確保するため、電話を保有しない在宅のひとり暮らし高齢者や重度の身体障害のある人に福祉電話を貸与します。	長寿福祉課 社会福祉課
高齢者日常生活用具 給付事業	日常生活の安全を確保するため、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対して、火災警報器、電磁調理器を給付します。	長寿福祉課
認知症高齢者位置情 報提供事業	行方不明になる可能性のある認知症高齢者等を介護する家族に対して、位置情報提供システム機器を貸与し、行方不明の時の早期発見、事故防止を図ります。	長寿福祉課
福祉サービス第三者 評価事業	サービスの向上を目指し、第三者からの評価を受け、その評価結果を公表し、利用者に情報提供を行います。また、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促します。	社会福祉課

(4) 生活安定に向けた支援

ア 施策の方針

障害のある人の生活安定に向け、各種の手当の支給を行うとともに、利用促進に努めます。また、公共料金等の減免制度や税の控除等の情報については、「障害者福祉のしおり」やホームページでの周知に努めます。

あわせて、障害のある生活に困窮する人に対する生活や就労に向けた支援を実施します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ ★障害のある生活困窮者への支援	障害のある生活困窮者に対して、関係機関等と連携しながら、生活や就労に対して支援を行います。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
特別障害者手当	著しく重度の心身障害のため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の障害のある人（20歳以上）に対して、手当を支給します。	社会福祉課
福祉手当 （経過措置）	従前の福祉手当受給者（20歳以上）で、特別障害者手当又は障害基本年金不受給の人に対して、手当を支給します。	社会福祉課
重度心身障害者 （児）介護手当	日常生活において常時介護を要する65歳未満の重度心身障害者（児）で、過去1年間障害福祉サービス等を未利用の介護者に対して重度心身障害者（児）介護手当を支給します。	社会福祉課
西脇市福祉年金	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持し、市内に引き続き1年以上居住している人に対して、福祉年金を支給します。	社会福祉課
在宅老人介護手当	寝たきり又は認知症の状態にある65歳以上の人で、要介護4以上に相当し、過去1年間介護保険サービスを未利用の介護者に対して、在宅老人介護手当を支給します。	長寿福祉課
各種の減免制度	公共料金の減免、税の控除・減免、交通機関の割引 など	社会福祉課

(5) 保健・医療の充実

ア 施策の方針

生活習慣病や認知症、寝たきり等の要介護状態にならないように、予防に対する正しい知識を啓発することにより、障害の発生の防止に努めます。また、日常生活における健康増進や健康管理を勧め、疾病の早期発見・早期対応・早期治療へとつなげます。

また、医療的ケアが必要な障害のある人が、必要なサービスや適切な医療を受けることができるように、医療機関等の理解を促進します。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
<p>《新規》 医療的ケアが必要な障害のある人への支援</p>	<p>呼吸器等を使用している医療的ケアの必要な人が、必要な量のサービスを利用できる支援体制の整備に努めます。 重度障害のある人が、市内で生活介護を受けられるように市内の事業者（介護保険の事業者を含む。）働きかけます。</p>	<p>社会福祉課</p>

事業名	実施内容	所管
<p>健康教育事業</p>	<p>健康寿命の延伸のために、生活習慣病や健康増進等の正しい知識の普及を図り、自ら健康づくりに取り組む市民の意識を高めます。 個人の行動変容に結びつくよう健康教育の充実を図ります。</p>	<p>健康課</p>
<p>健康相談事業</p>	<p>健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行い、生活習慣の改善を図ります。また、健診の結果に基づく保健指導の充実を図ります。</p>	<p>健康課</p>
<p>健康診査事業</p>	<p>がんの早期発見と生活習慣病の予防対策として、健康診査を行います。また、健康診査の結果に応じて、受診勧奨や保健指導を行います。あわせて、受診率の向上に向けた勧奨を推進します。</p>	<p>健康課</p>
<p>訪問指導事業</p>	<p>健康診査等の結果の基づく訪問を実施し、保健指導を行います。</p>	<p>健康課</p>
<p>介護予防事業</p>	<p>介護予防の普及啓発のために運動、栄養、口腔ケア等に関する介護予防教室を開催します。また、介護予防いきいきサロンやおひめ体操自主グループ等の市民主体の通いの場の活動を支援します。</p>	<p>健康課</p>
<p>自立支援医療 (更生医療)</p>	<p>障害の軽減又は機能回復を図るため、指定の医療機関で必要な医療を受けた身体障害のある人に対し、更生医療費を支給します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>重度心身障害者医療費</p>	<p>重度の障害のある人（障害のある子どもを含む。）の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金相当額を控除した額を助成します。※所得制限あり</p>	<p>保険医療課</p>
<p>高齢重度障害者医療費</p>	<p>高齢に加えて重度の障害のある人に対して、医療の給付が行われた場合において、医療の給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担相当額を控除した額を助成します。※所得制限あり</p>	<p>保険医療課</p>

事業名	実施内容	所管
高齢期移行医療費	65歳から69歳までの高齢者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額から一部負担金相当額を控除した額を助成します。 ※所得制限あり	保険医療課
重度心身障害者訪問看護ステーション利用	市内の訪問看護ステーションが実施する健康保険法に規定する訪問看護事業を利用した重度の心身障害のある人に対して、利用料の一部を助成します。	社会福祉課

(6) 暮らしの安全・安心の確保

ア 施策の方針

障害のある人等を悪質商法被害や交通事故等から守るため、消費生活被害防止に関する啓発や交通安全教育等を実施します。また、災害に対する意識の向上や災害時個別支援計画について、検討を進めます。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
《新規》 防災意識の向上	事業所等と連携し、障害のある人やその家族に災害時の避難場所や準備についての情報、支援体制についての情報発信を図ります。	社会福祉課 防災安全課
《新規》 災害時個別支援計画の策定	災害時要援護者の避難誘導等について、個別の計画策定に向けて、関係各課や地域との調整を図ります。	社会福祉課 長寿福祉課 防災安全課
《新規》 避難所での情報発信	避難所での情報発信については、音声発信だけでなく、ホワイトボード等による情報発信に努めます。	防災安全課

事業名	実施内容	所管
消費生活被害防止に関する啓発	高齢者や判断能力が十分でない人を狙った悪質商法や詐欺等の被害を防止するため、本人や関係者が注意すべきことについての啓発を図ります。 また、障害者団体や民生委員・児童委員に対して、相談窓口や被害事例等の周知を図ります。	防災安全課
障害者等に対する交通安全・防犯教育	障害のある人の交通事故や犯罪被害を抑止し、安全な暮らしを守るため、障害のある人それぞれの状況に応じた指導や教育を行います。	防災安全課
地域防災計画の推進	地域防災計画を随時見直し、市民への周知徹底を図るとともに、住民相互の助け合いを基調とした協力体制の構築を図ります。	防災安全課

事業名	実施内容	所管
災害時要援護者の把握	関係部局との連携により、平時からの災害時要援護者の把握に努めます。	長寿福祉課 社会福祉課 防災安全課
自主防災組織等の育成	近隣の住民同士が協力して地域の安全を、自主防災組織の活性化を図ります。 組織化率99%を目指すとともに、自主防災会を中心に災害時において各町が対策本部を設置し、要援護者の避難誘導、本部との連携体制や救出・救護など、行政機関の活動と連携し、地域防災力の強化を図ります。	防災安全課
緊急時の情報伝達手段の整備	災害時の市民への情報伝達手段確保のため、防災行政無線を整備し、避難準備情報や避難勧告・指示等市民への速やかな伝達を図ります。	防災安全課
にしわき安心ボトルの配布・活用	救急活動に必要な情報を的確に伝えられるにしわき安心ボトルを配布します。また、情報の随時更新等の活用方法について周知します。	社会福祉課

(7) 情報提供の充実

ア 施策の方針

障害のある人にとって必要な障害者福祉の制度やサービス等の情報について、的確に入手できるように情報提供の充実を図ります。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
「障害者福祉のしおり」発行	各種手帳交付時に「障害者福祉のしおり」を配布し、障害福祉制度・サービスに関する内容をわかりやすく周知します。また、サービス事業所等の情報については、随時更新を行います。	社会福祉課
声の広報	配布を希望する視覚に障害のある人に、広報にしわきの内容を録音したCDを送付します。	社会福祉課
福祉情報の提供	市のホームページを通じて、「広報にしわき」や「障害福祉のしおり」に掲載した情報をはじめ、各種の福祉情報の提供に努めます。	社会福祉課
わかりやすい行政情報の提供（再掲）	ホームページを見やすくするための背景色の変更や文字の拡大、手話の表示、必要に応じたルビの表記などについて関係各課に働きかけます。	社会福祉課

4 社会参加と生きがいづくり

(1) 就労支援の充実

ア 施策の方針

障害のある人の就労に向けた訓練の支援を行うとともに、関係機関等との連携により障害のある人の雇用を促進します。

一般就労された方には、職場での定着が図れるよう支援します。

また、企業に対しては、障害のある人への理解を深め、雇用を促進していただくよう啓発を進めます。市においては、法定雇用率の達成とともに、障害者就労支援施設や在宅の障害のある人に対し、優先的にサービスや物品の調達をすることを推進します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ ★職場定着支援	北播磨就業・生活支援センターでは、障害のある人が職場に定着しやすいよう、企業との調整や本人への支援を実施しています。市においても、協力支援ができるように努めていきます。	社会福祉課
★商工関係団体との連携による障害者雇用事業所の開拓	障害の種別・程度・特性に応じて、障害のある人が就労訓練の成果や持てる能力を發揮しつつ一般就労ができるよう、市と西脇商工会議所等商工業者関係団体と連携し、雇用事業所の開拓や障害のある人の雇用に関する理解と認識を深める啓発を行います。	社会福祉課
≪新規≫ 就労定着支援 (障害福祉サービス)	環境の変化により生活面に課題がある一般就労に移行した障害のある人に対して、企業等との連絡調整や課題解決に向けた支援をします。	社会福祉課
≪新規≫ 優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。 また、障害福祉サービス事業所で製作された製品の販売を促進するため、地域のイベントへの出品等の販路拡大に有効な支援策について検討します。	社会福祉課
≪新規≫ 農福連携の推進	障害のある人が、農業の担い手として就労できる機会を増やし、農業と福祉の連携を図ります。 実施希望のあった市内の就労支援事業所と農家等が契約し、利用者の施設外実習として実施します。	農林振興課

事業名	実施内容	所管
日中活動系サービス (障害福祉サービス)	就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型等のサービスを支給します。	社会福祉課
障害者雇用促進啓発活動の推進	事業主の障害のある人の雇用に関する理解と認識を深めるため、公共職業安定所と連携し、障害者雇用促進法の周知をはじめ、「障害者雇用支援月間」や「障害者雇用促進セミナー」の広報・啓発活動を行います。	社会福祉課

(2) 居場所・生きがいつくりの支援の充実

ア 施策の方針

障害のある人の芸術文化・スポーツ等における主体的な活動を支援するとともに、障害のある人が利用できる居場所について検討を進めます。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ 障害のある人の居場所づくり	障害のある人が利用できる居場所について検討します。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
障害者スポーツ大会参加支援	障害のある人が安全に楽しみながらスポーツ活動等に参加できるように、障害者スポーツ大会等への参加を支援します。	社会福祉課
身体障害者社会学級 青い鳥学級	視覚に障害のある人が多くの人との交流を通じて、相互理解を深め、共に生きる喜びを創造する機会として「青い鳥学級」を実施します。	中央公民館
障害者水泳教室にこにこスイミング	障害のある人の身体機能の維持向上を図るため、個人指導による障害者水泳教室を実施します。(天神池スポーツセンター温水プール)	生涯学習課
音楽体験教室	障害のある人とその保護者が、音楽やゲームを楽しみながら表現力を豊かにし、多くの人との交流・ふれあいの場となることを目的に開催します。	中央公民館
地域活動支援事業	障害者小規模通所援護事業や地域活動支援センター事業の運営を支援します。	社会福祉課

(3) コミュニケーション支援の充実

ア 施策の方針

障害のある人が自らの意思で外出し、様々な形での社会参加を果たす場面において、相互のコミュニケーションを行うための支援を充実します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
★「西脇市手話言語条例」の推進	「西脇市手話言語条例」について市民に周知し、「西脇市手話施策推進方針」に基づき、手話という言葉の普及により、障害のある人とない人のコミュニケーションの拡大を図ります。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
手話通訳者派遣事業 (地域生活支援事業)	聴覚に障害のある人の外出時等のコミュニケーションの手段として、手話通訳者を派遣します。 また、手話通訳者の計画的な養成のため、北播磨圏域で手話通訳者養成講座を実施するなど、人材の養成及び確保に努めます。 あわせて、手話通訳者の派遣体制の充実を図ります。	社会福祉課
要約筆記者派遣事業 (地域生活支援事業)	聴覚に障害のある人の社会参加の促進を図るため、要約筆記者を派遣します。 また、要約筆記者の計画的な養成のため、北播磨圏域で要約筆記者養成講座を実施するなど、人材の養成及び確保に努めます。 あわせて、要約筆記者の派遣体制の充実を図ります。	社会福祉課
コミュニケーション環境の改善	窓口カウンターに筆記ボードを設置するなど、コミュニケーションがとりやすい環境の整備に努めます。	社会福祉課
窓口対応の充実	各種相談やサービス利用時に係る記入用紙等において、利用者の視点に立った分かりやすい用語の使用等に努めます。	社会福祉課 窓口担当課

(4) 移動支援の整備

ア 施策の方針

障害のある人が自らの意思で外出し、様々な形での社会参加を果たすことができるよう、移動中の介助や介護とともに、車両での移動についても検討します。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
≪新規≫ 車両移送型移動支援	車両移送型による移動支援の実施について検討します。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
身体障害者自動車運転免許取得費・改造費助成事業	重度の上肢・下肢又は体幹機能障害のある身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合に、当該自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 また、身体に障害のある人が就労等のために運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。	社会福祉課
福祉タクシー事業	重度心身障害のある人及び80歳以上の高齢者等が日常生活に必要な外出や社会活動等に対して、タクシー利用料金の一部を助成します。	長寿福祉課 社会福祉課
同行援護・行動援護 (障害福祉サービス)	障害のある人の外出等を支援するために、ガイドヘルパー等の利用ができるように支援します。	社会福祉課
移動支援事業 (地域生活支援事業)	同行援護・行動援護の対象とならない人への外出を支援します。	社会福祉課
ゆずりあい駐車場の 利用証交付事業	兵庫県が実施しているゆずりあい駐車場の利用証を交付し、駐車場を優先して利用できるように支援します。	社会福祉課

5 共に暮らせる地域づくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

ア 施策の方針

誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及に努めます。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
歩行空間の整備	障害のある人等が安心して移動できる歩行空間を確保するために、主要道路については、幅の広い歩道を整備します。	土木課
公園等の整備	都市公園リニューアル計画に基づき、公園トイレの水洗化や園路改修など、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備に努めます。	都市住宅課
障害者等に配慮した公営住宅の整備	「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び県の公営住宅整備基準に基づき、バリアフリーに配慮した公営住宅の整備について検討します。	都市住宅課
交通バリアフリーの推進	障害のある人が自らの意思により外出することで、日常生活・社会生活の自立を果たすことができるよう、市内の公共交通網の改善を図るとともに、各事業者と連携しながら交通機関におけるバリアフリー化に努めます。	総合企画課
福祉のまちづくり条例届出	公共施設等（1,000㎡以下）の建築時に「兵庫県福祉のまちづくり条例」により届出された書類を審査し、施設のバリアフリー化を推進します。	社会福祉課

(2) 共に支え合う地域福祉の推進

ア 施策の方針

障害のある人等を見守ることのできる地域、障害のある人の生活を理解できる地域づくりを目指し、地域福祉を担う民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等の関係機関と連携し、障害のある人が安心して生活するための活動の場、また地域住民と交流できる集いの場を創出するなどの地域社会づくりの推進に努めます。

また、ボランティア活動が活発になるよう、ボランティアセンターと連携して、ボランティア活動への支援を推進します。

イ 具体的な取組

事業名	実施内容	所管
西脇市地域福祉計画の推進	「ええまち・西脇～みんなの心が響きあう安心・共生のまちづくり～」の基本理念に基づき、民生委員・児童委員及び西脇市社会福祉協議会との連携の下、障害のあるなしに関わらず、全ての人の人権が尊重され、いきいきと健やかな生活を送ることができる西脇市の実現を目指します。	社会福祉課
障害者団体の育成及び活動支援	障害者団体の育成や活動を支援し、地域福祉活動の推進を図ります。	社会福祉課
ボランティアセンターへの支援	ボランティア活動を活性化させるために、ボランティアセンターを通じて、その活動を支援します。	社会福祉課



(3) 人材の育成・研修の充実

ア 施策の方針

互いに認め合い、住み慣れた地域で、その人らしく暮らせるように、市職員をはじめ保健・医療・福祉分野の従事者、教職員、市民ボランティア、意思疎通支援者など、障害のある人にとって身近な人材の資質の向上を図る取組を推進します。

イ 具体的な取組

★重点事業

事業名	実施内容	所管
《新規》 市民ボランティアの育成	西脇市社会福祉協議会との連携の下、障害についての理解を深め、障害のある人への支援ができるボランティアの育成に努めます。	社会福祉課
★意思疎通支援者の育成	手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座、手話通訳者養成講座などを計画的に実施し、意思疎通支援者の育成に努めます。	社会福祉課

事業名	実施内容	所管
市職員に対する研修	保健・医療・福祉関係部署の職員だけでなく、全ての市職員が障害のある人に対する理解と認識を深め、職員一人ひとり及び窓口対応全てが、障害のある人に対して配慮されたものとなるよう、研修を実施します。	総務課
教職員に対する研修 (再掲)	教職員に対して、県教育委員会及び障害児教育センター実施の講座、教育研究室が主催する特別支援教育に係る研修への参加を勧奨することで、教職員の資質の向上を図ります。 教育研究室の特別支援教育部会において、特別支援教育推進に係る調査研究を行うとともに、教職員の資質の向上を図ります。	学校教育課
医療・福祉関係者に対する研修	医療・福祉関係機関と連携し、障害のある人への対応方法などについての研修会を実施し、支援者の資質の向上を図ります。	社会福祉課

